

平成 24 年 4 月 23 日

## 「簡易無線局」の電子申請利用上の留意点等につて

電子申請センター

従来から総通局によって記載要領等の取り扱いが異なっている点がありますので、下記を全国標準として関係先と調整しました。（納入告知先申出書の PDF 提出の取り扱い等まだ異なる点も残っています。）

（記）

### 【委任状について】

1. 委任状は PDF で提出します。  
代理人は原本を 2 年間保存してください。紙の委任状を提出されたもので、当協会において PDF 化して提出したものは、原本を代理人へ返却しますので 2 年間保存してください。  
印鑑が不鮮明の場合は原本提出を求められる場合もあります。PDF にしても明瞭な委任状を入手してください。
2. 委任状住所・印鑑印影は登記簿どおりとします。ビル名の記載・印鑑文字など疑問がある場合は登記簿どおりかどうかを確認してお知らせ下さい。
3. 郵便番号は記載してください。大規模事業所、大規模テナントビルでは住所別番号と異なり、会社単独の郵便番号に変更になっている場合があります。
4. 代理人・復代理人・復復代理人の記述は間違いの無いように願います。
5. PDF のファイル容量は 5MB 以下にしてください。（解像度が高くなればファイル容量が大きくなります。）
6. 任意団体の場合は、規約と代表者が確認できる名簿等が必要です。（資料 1）

### 【記載要領について=各申請に共通】

1. 住所は県から記入、五丁目六番地等は 5-6 とします。  
地番の 1 2 3 4 番地は 1, 2 3 4 とはしません。（1 2 3 4 とします）
2. 個人の申請の場合、かがみ部分は氏名欄（姓と名はスペースを入力）と代表者欄にも個人名を記載下さい。
3. 団体の場合、事項書 7 の姓名を記載。姓名の姓部分に役職、例えば「会長山田」と記載しても OK。
4. 「株式会社」のフリガナは「カブシキガイシャ」ではなく「カブシキカイシャ」として下さい。フリガナは全て全角とします。社名などの途中で改行 スペースは入れないで下さい。（例 株式会社 陸無協ではなく、株式会社陸無協とする。）
5. 周波数欄は必ずプルダウンから選択してください。  
一波の指定は MHz 欄フリー に記載します。（以外の場合は右側フリー入力欄に入力してください。）

6. 住所・常置場所のフリガナ部分は  
錦町3-5→ニシキチヨウ3-5のように番地まで記載してください。  
番地以下にビル名や会社部門名等の記載を希望する場合は、番地とビル名の間に全角スペースを入れてください。
7. 住所の〇〇ビル5階と記載してください。（5Fは使用しない。）
8. 移動範囲で全国移動を希望する場合、免許の有効期限で終期統一を希望する場合、電波型式でF2Dを希望する場合などは、26備考欄で希望内容をプルダウンで選択して下さい。
9. デジタル簡易無線において、電波型式「F1C」（ファクシミリ機能を示す）、「F1F」（画像伝送機能を示す）等使用しない場合は、当該電波型式を削除してください。
10. 付属装置欄
  - ・アナログトーンSQの場合は1列目にSとし、2列目記載部にトーン周波数の数字のみを記載してください。（トーン周波数の単位「Hz」は記載しない。）
  - ・デジタルコードSQの場合は左から3列目にSとし4列目の記載部にデジタル記号を記載します。  
（左側部分がアナログトーンSQ領域、中央部分がデジタルコードSQ領域です。）
  - ・小エリアでトーンが付属する場合は S のみ記載します
  - ・電波型式「F2D,F1D等」データ通信を行う場合は、付属装置欄5列目コード欄にDを記載してください。
  - ・付属装置としてファクシミリ機能又は画像転送機能を付ける場合には、それぞれ付属装置欄にファクシミリ機能の場合は「F」、画像伝送機能の場合には「VDS」を5列目コード欄に記載してください。
11. スプリアス規格は備考欄のプルダウンから選択(新スプリアス/旧スプリアスどちらかをプルダウン選択)  
⇒工事設計書の記載を省略しない申請(届)は記載が必須。
12. 備考やフリー入力欄にコロンの「:」は使用しないで下さい。区切り点「,」はOK。
13. 市町村コードは必須です。（記載は上5桁のみ、ハイフンは記載しない。）  
L A S D E C [財] 地方自治情報センターで検索できます。

### 【変更申請(届)】

1. 6理由欄のプルダウンは必ず一つ選択下さい。
  - ・変更申請で複数の事由がある場合、代表的事項を選択します。（申請事項を優先順位とします）具体的変更事項は、理由欄のフリー入力又は備考欄に記載します。  
例えば 周波数の変更、電力の変更、住所の変更、常置場所識別信号の変更等
  - ・社名変更の場合は備考欄に旧社名を記載してください。⇒次期バージョン Word では、理由プルダウンを増加します。
2. スプリアス規格は備考欄の「新スプリアス/旧スプリアス」どちらかをプルダウン選択。
3. 再免手続き中の変更はなるべく避けて下さい。必要な場合は、再免許申請と同時に

提出し、変更申請のかがみ備考欄及び 26 備考欄に「再免許を同時提出」と記載してください。

4. 変更で、工事設計の記載に変更がない場合は、工事設計の記載を省略することができます。(Word 様式次期バージョン以降) 「工事設計の記載を省略します。」のプルダウンを選択する。

(工事設計に変更が発生しないもの例)・株分け、株寄せ・社名、住所、常置場所、呼出名称、移動範囲等の変更

### 【再免許申請】

1. 再免手続き中は、変更申請(届出)はなるべく避けてください。  
やむをえず、変更申請と再免申請を同時に提出する場合には、再免処理前に変更処理を行う必要がありますので、再免許申請のかがみ備考欄に「〇〇の変更を同時提出」と記載してください。
  - ・ 同一免許人で3ヶ月前から6ヶ月前までの期間内であれば1件で申請出来ます。  
免許番号の若い順に並べてください。
2. 再免許対象局のうち再免許申請をせず失効させる局については、備考欄に「〇〇～××は再免許しません。」と記載してください。(再免許申請を忘れていいのか、失効させるのかを明確にするため)

### 【その他】

1. 特殊文字については標準電子文字表記となります。JIS 第1、第2水準文字を使用すること。(簡易無線局では免許人名に限り、IBM 拡張文字及び NEC 特殊文字が可能な文字もある。)
2. 廃止届けの申請者は現在の免許人です。  
合併・廃業などで、免許人から委任状を受けられない場合は、破産管財人から委任状を取得し、破産管財人を26欄備考に記載する。破産管財人が存在しない場合は、引き継いだ申請人の住所氏名を備考欄に記載し、関連のわかる書類(履歴事項証明書又は挨拶状など)を添付してください。
3. 廃止、新設の同時提出の場合は、廃止届は備考欄に「〇として新設を同時提出」、新免は6理由欄フリーへ「××の廃止を同時提出」と記載。E-mail 文面でお知らせ下さい。(並行処理します。)
4. 増設・変更同時提出の場合(特に免許人住所、識別信号変更を含むもの)は、免許(増設)申請の備考欄に「〇〇の変更を同時提出」と記載し、変更申請の備考欄には「免許(増設)を同時提出」と記載してください。
5. 電子申請では復復代理人の記入欄がありません。復復代理人がある場合は、かがみの復代理人欄には、便宜的に復復代理人を記入してください。  
(復代理人名は E-mail 文面でその旨記載し、住所、社名、代表者を連絡下さい。)
6. 無線局免許申請手数料納付通知を受領したら速やかに納付下さい。  
(無線局免許申請手数料が納入されないと総通局の本審査が開始されません。)

7. 申請データのみ到着で委任状が遅れる事例、又は逆の事例がありますが、同時送付下さい。（委任状が到着するまで、当協会は送信しません。）  
納入告知書、免許証票再交付願、団体規約など申請に関連する資料は同時にお送り下さい。
8. 電子申請書 Word ファイルは最新版をご利用ください。
9. 電子申請書 Word ファイルを作成しましたら、必ず「メニュー」⇒「データチェック・入力」⇒「Word ファイルのデータをチェック」により、データのチェックを行い、エラーがないもの提出ください。エラー場所を修正した場合は、クリアを実行してから再度データチェックを実行してください。  
(不明なメッセージ等が表示されましたらセンター又は支部事務局にお問い合わせください。)

以上

資料 1

国の機関等の申請の場合の申請者と代理人の関係

	申請者名(代表者)	代理人	添付書類
国の直属機関	省(大臣)	運用機関の責任者  法令に基づく「事務委任規則」等で機関の長に、設備の受託、許認可等の申請等が委任されている場合は、大臣から機関の長への委任状は省略。	① 「事務委任規則」のコピー ② 納入先告知申出書 ③ 運用機関の責任者からの委任状
行政法人等の組織 (独立行政法人、国立大学法人など)	組織(理事長、学長、病院長など)	運用機関の責任者  法令に基づく「事務委任規則」等で機関の長に、設備の受託、許認可等の申請等が委任されている場合は、組織の長から機関の長への委任状は省略。	同上
地方自治体の直属機関	地方自治体(知事・市町村長)	同上	同上
地方自治体の公立組織	地方自治体(知事、市町村長)	同上	同上
公立の学校および幼稚園	① 教育委員会(教育長) 教育委員会が所管している学校及び幼稚園の場合	学校長  教育長から学校長への委任状は省略。	① 学校長からの委任状 ② 納入先告知申出書
	② 地方自治体(知事、市町村長) 教育委員会所管以外の者の場合	学校長  知事、市町村長から学校長への委任状は省略。	同上
	③ 学校長が免許人となる場合	知事、市町村長または教育長から学校長へ	① 学校長からの委任状

	団体扱いとなる、 学校長が交代した 時は、「免許人名 称の変更申請 (届)」が必要。	の委任状及び規約、代 表者を証明する書類 は省略される。	
登記されて いない団体 (町内会、自 主防災組織、 趣味の同好 会、運動クラ ブなど)	団体(代表者)  団体名と代表者は セットの扱いとな り、代表が変更にな った場合は、「免 許人名称の変更申 請(届)」が必要。		① 団体の名称、所在地 目的、組織等が確認 できる規約等のコピ ー ② 代表者の姓名が確認 できる役員名簿等 ③ 団体(代表者)から の委任状 ④ 必要により、納入告 知先申出書
登記されて いる団体 (財団法人、 社団法人、協 同組合、学校 法人、医療法 人、福祉法人 など)	法人(代表者)  代表者変更届は不 要。	民間企業と同じ法人 扱いとなる。	① 団体(代表者)から の委任状 ② 必要により、納入告 知先申出書

(注1) 電波利用料の請求書は基本的には免許人(登録人)の住所宛となるので、出先機関や常置場所に請求を希望する場合は「納入告知先申出書」を提出する。

「納入告知先申出書」の提出は、代理人の押印で可能。PDF等の電子媒体で提出が可能なものは、電子申請と同時提出される無線局に限ります。

(注2) 登録局の電波利用料請求は、登録番号の単位に請求されるので、常置場所単位に請求を希望する場合は、常置場所単位に登録申請と納入告知先申出書が必要となります。

(注3) すでに登録開設している無線局の一部について、納入告知先を変更することはできません。この場合は、納入告知先を変更しようとする無線設備を廃止して、新たな登録申請と当該無線設備の開設を行い、希望する送付先を記した納入告知先申出書を届け出る必要があります。